(参考1) ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートについて

#### (概要)

金融庁では、本年6月、監督対象先に対して第2回目となるベター・レギュレーションに係るアンケート調査を実施した。第1回目のアンケート(昨年3月実施)と同様、回答は任意かつ匿名であり、今回は、自由記載方式で、「ベター・レギュレーションを巡る金融庁の取組みをどう評価しているか、貴社・業界においてどのような変化があったかなど、金融庁への意見・要望も含め、自由に御記載下さい」旨を依頼した。アンケートの対象業態は、前回の送付先に加え一部拡大を行った。

アンケートは計 483 社に送付し、293 社から回答を得た(回答率 60.7%)。うち、前回に続き2度目のアンケートとなる業態の回答率は60.5%(▲7.1%)、今回新たに対象に加わった業態(貸金業者等)は65.0%であった。

	全体	内訳							
		預金等取扱金融機関			保険	証券		監査	貸金
			銀行	地域金 融機関	会社	会社等	取引所	法人	業者
調査先	483 社	261 社	193 社	176 社	93 社	102 社	7社	10 社	10 社
回収率	60.7%	55.9%	42.0%	62.5%	68.8%	59.8%	100.0%	90.0%	60.0%

#### (注) それぞれの項目には、以下の業態を含む

預金等取扱金融機関:主要行、外国銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他の銀行(信託銀行等)、信用金庫、信用組合

銀行:預金等取扱金融機関のうち、主要行、外国銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他の銀行(信託銀行等)

地域金融機関:預金等取扱金融機関のうち、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合保険会社:国内生保、外国生保、国内損保、外国損保

証券会社等:国内証券、外国証券、投信運用業、投資助言·代理業、外国投信運用業、投資助言·代理業、金融先物取引業、商品投資販売業

# 回答内容の分析

# I. 進捗状況 (総論)・方針継続について

## 1. 進捗状況(総論)

自由記載方式であるため、回答内容・分量・スタイル等は様々であるが、回答パターンとしては、①ベターレギュレーションに対する肯定的評価のみを記載したものが4割程度、②肯定的評価を記したうえで改善点・要望等を指摘したものが5割程度、③改善点・要望等だけを記載したものが1割程度であった。

また、第1回進捗状況報告(20年5月)で掲げた下記の3つの「今後の課題」については、相応の進捗が見られるとしたうえで、取組みの継続を求める回答が多い(回答のうち、具体性のあるものを中心に下記に適宜抜粋・要約。以下同じ)。

# 今後の課題(1) 職員へのさらなる徹底

#### 〇 進捗を評価するもの

- ▶ ヒアリングや検査時(財務局)において、担当官が良く話を聞いてくれ、率直な議論ができるようになった(地域金融機関)
- ▶ 金融庁担当官がベターレギュレーションをよく認識しており、特にこの 1 年、折衝時等に 言葉の端々から、推進の思いが伝わってきている(保険会社)
- ▶ 法令解釈や個別案件対応について相談した際、顧客保護の観点はもとより、時には当社の立場にも立って共に考えて頂く姿勢や、「あくまで一職員として」との前提付きながら、「自分ならこう考える」との具体的示唆、関係部局への照会を要する案件の迅速な回答、といった丁寧な対応に接する機会があり、感謝している(証券会社等)

#### ○ 取組み不足の点を指摘するもの

▶ 現物検査(財務局)に入ると、上席者等の数名を除けば、「言いたいことが言える関係」という状況ではなかった(地域金融機関)

### 今後の課題(2) 実務者レベルでの対話の充実

#### 〇 進捗を評価するもの

- ▶ 財務局の検査・監督部門ともに実務者レベルでの対話が充実してきている(地域金融機関)
- ▶ 役員へのヒアリングに加えて営業店(支店長)へのヒアリングが行われるなど、実務者レベルまで踏み込んだ対話が実施された(地域金融機関)
- ▶ 業界・個別金融グループとの双方ダイアログの機会等が、上層部から担当者レベルまで、 全てにわたって目に見える形で増えている。特に、担当者レベルには、個別案件の相談に おいて充分に時間をとってもらっている(銀行)
- 中小企業金融の円滑化に関し、実務者が直接説明を受ける機会が得られたことは有効であった(地域金融機関)

#### 〇 取組み不足の点を指摘するもの

法令案公開の時点で実務上の懸念事項が見受けられることが時々あるが、こうした場合、パブリック・コメントへの回答においてかなり実務に配慮したコメントをもらえるものの、実務の運用面では困難な部分がなお残ってしまうことがある。この数年はこうした不具合が増加しており、今後は法令案がほぼ固まった時点で、業界の実務担当者を交えた意見聴取の場を設け、無理のない範囲でその意見を取り入れ、スムーズに実務へ移行できるような手続が考えられないか(銀行)

### |今後の課題(3) 情報発信の機会の拡充

#### 〇 進捗を評価するもの

- ウェブサイトの取組み強化が評価される。具体的には、迅速なコンテンツアップ、充実した情報量、検索性や閲覧性を向上させるサイト改善の取組みなど(保険会社)
- 当社は、外国人幹部職員が多く、ウェブサイトにおける英文での報道発表が増加したことにより、日本の監督行政の動きをタイムリーに伝えることができでいる。また、英文による「金融庁の新着情報メール」も幹部の外国人従業員に登録を勧めて活用している(保険会社)
- ▶ 昨年度、PEに関する問題について一定の整理がなされたが、金融庁の担当者は、海外の 諸事情および国内運用会社の抱える問題点について深く研究・理解するため、複数回にわ たり主体的に勉強会等を実施された。また最終的に当局の会議室で実施された説明会及び

配布資料の内容はこれまでになく読みやすく、理解しやすいものであった。このような取組みは、これまでに経験した覚えがないといっても良いくらい、先進的かつ柔軟な取り組み姿勢である(証券会社等)

### ○ 取組み不足の点を指摘するもの

▶ 説明会は総じて短時間で資料の棒読み方式が多く形式的な感じを受ける(地域金融機関)

# 2. ベター・レギュレーションの方針継続

金融危機発生後の世界的な規制再構築の流れがベター・レギュレーションに及ぼし得る 影響に言及した回答が見られたが、下記のとおり、いずれも取組みの継続・強化を望む回 答であった。

- ▶ ベター・レギュレーションを打ち出した頃と金融環境は大きく変貌したが、基本的な方向性に変わりはないはずで、むしろベター・レギュレーションの目的の普遍性の真価を示すタイミングとなってきたのではないか(銀行)
- ▶ 英国FSAの方針転換に関する報道があったが、我が国ではルールとプリンシプルの最適な組合せを追求する方針に変更がないことを明らかにして欲しい(証券会社等)

# Ⅱ. 4つの柱について

# 1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

金融機関側の姿勢・対応にも、ルールとプリンシプルの最適な組合せという方針に沿った変化が見られている、との回答が相当数にのぼる。他方で、特に金融庁側からのアクションによる業界との情報共有・目線統一が必要とする回答が目立った。なお、具体的な事例として、ファイアーウォール規制の緩和に伴う利益相反管理体制の強化の際の経験に言及するものが多い。

# (1)金融機関側の対応

- プリンシプル・ベースでの監督により、金融機関が自ら潜在的なリスクを捉えて自助努力を 行うとの考え方が浸透してきている。金融環境が日々激変するなか、こうした考え方に基づ いてリスクを早期に察知し、機動的な資本調達等に繋がった(銀行)
- ▶ ベター・レギュレーションについては、当初は意味も理解できず、行政側の態勢構築策と捉えていたが、数回にわたる講演等で金融庁関係者からの説明により「金融サービス業におけるプリンシプルの共有」が必須事項であることを確認した(地域金融機関)
- プリンシプル全 14 項目のうち「利用者保護」に関するものが 5 項目と大きな割合を占めているが、当社においても、過去に保険金・保険料問題を惹起しており、再び同じ過ちを繰り返さないという強い経営の信念に基づき、信頼回復・品質向上に向けた品質目標を設定した。現在は、この目標を達成するために全組織がお客さまの声に基づいた自律的業務改善 PDCAによる業務品質改善に取組んでいる。これにより顧客保護・利便性の向上といったものをさらに強く意識するよう変化している(保険会社)
- ▶ 「倫理コード」を制定し、「法令違反でなければいいではないか」といった考えを一掃し、「法令違反でなくても、望ましくないことはしない」という倫理観をさらに浸透させるよう心がけている。金融機関として自己規律がさらに重要になってきたことを痛感している(証券会社等)

### (2)情報の共有

プリンシプルについては官民が認識を共有することが不可欠であり、今後とも、双方向で 建設的な対話を継続し、活用事例を積み重ねていくことが重要。例えば、プリンシプルに 基づき解釈等を行った具体例を集積し、積極的に公表してもらえれば、官民の認識の共通 化、双方での定着に資すると考える(銀行)

実際にプリンシプルに基づき各種社内規程を作成したが、今後の検査結果により見直しや 社内への周知徹底等、新たな対応が必要になると考えている。プリンシプルに関連した検 査結果に関しては、従来よりも詳細な内容(例えば、あるプリンシプルに対して、検査対 象がどのような自主的な規律付けを行い、それに対して検査官がプリンシプルに反すると 認定した理由や判断枠組みなど)の公表を要望したい(証券会社等)

### (3)ファイアーウォール規制の緩和に伴う利益相反管理体制の強化

- ▶ 利益相反管理体制の構築等については、業者の自主的な体制整備(自己規律)に委ねられている事項も多いが、当局担当官との間で、当社の実態を踏まえた体制整備に関する相談を行った際、懇切丁寧かつ有益なアドバイスをもらうことができた(証券会社等)
- ▶ 個々の金融機関が実際に態勢整備の作業を行っていく場面では、何をどの程度行えば法令違反にならないのか、相場観が明確でないことから、躊躇や不安を抱かせるものになっている(銀行)
- ▶ 利益相反管理体制については、ファイアーウォール規制の見直しの恩恵を受けない金融機関にも同様に整備義務が課されることには違和感を覚える(地域金融機関)

### (4) その他

- 銀行業務を営む上で一定の確率で起こり得る事故や事務ミスなどの事象について、検査等での個別の議論では、コスト的な観点も含めた必要な対応水準についての議論がないため「ミニマイズ」の議論とならず、結果的にルールの厳格化・詳細化に拍車がかかる「ゼロ化」の議論となりがち。大きな「態勢」議論への転換が図れておらず、相互の努力が必要ではないか(銀行)
- 金融庁の方針がルールとプリンシプルの最適な組合せに変わったといっても、結局、従来のルール・ベースのものは自主規制団体である協会や取引所におろされ、規制を受ける業界としては全く変わらない対応をせざるを得ないのではないか、というような予兆を感じる(証券会社等)

### 2. 優先課題の早期認識と効果的対応

世界的な金融危機の発生を踏まえた金融庁の対応のうち、特に、我が国金融市場の混乱回避や、金融円滑化に向けた対応を例に挙げ、フォワードルッキングな対応であった、 時宜を得た効果的な対応であった等とするものが多い。

### (1) 我が国金融市場の混乱回避

- ▶ グローバルな金融市場の混乱局面において、金融庁が FSF 報告書における先進的な開示事例を踏まえ、サブプライム関連のみならず証券化関連商品について集計・公表したことは、本邦金融機関への正確な理解に資するものであり、適切な対応であった(銀行)
- ▶ 10 月以降に深刻化した金融市場の混乱に際し、金融庁によって生命保険会社の財務の健全性等の確認が迅速に行われるとともに、ストレステストが実施されたが、このことは、市場の混乱に対応しうるポートフォリオの再構築を促す重要なシグナルになった。こうしたフォワード・ルッキングなアプローチが、生命保険会社の健全性の維持に寄与した(保険会社)
- ▶ 過去の検査等における不動産関連融資・証券化投資に対する厳格なリスク管理目線には、先見の明があったのではないか。当時、原材料高騰もあって、一部では実需から乖離し持続不可能な水準に達しつつあったミニバブルを、初期の段階で芽を摘み、結果として米国のように多くの最終消費者を巻き込まなかったことは、もっと高く評価されて然るべき(銀行)

#### (2)金融円滑化に向けた対応

- ▶ 貸し渋り批判等、国民から金融機関に厳しい目が注がれる中、早々に金融円滑化をターゲットとした検査を実施したことは、国民の安心感につながることであり、また、金融機関側としても望ましい対応であった(銀行)
- ▶ 「優先課題の早期認識と効果的対応」の施策の一環として、地域経済・中小企業等を取り巻く厳しい環境を踏まえ、早期に導入された貸出条件緩和債権の取扱変更や緊急保証制度等は、中小企業金融の円滑化を図る施策として有効であった(地域金融機関)
- ▶ 自己資本比率規制の一部弾力化により、公表自己資本比率は前期から改善したものの、弾力 化措置経過後の自己資本を睨んだ対策を別途講じる必要があり、両睨みの姿勢で経営健全に 向けて引き続き努力している(地域金融機関)
- ▶ 経済の非常事態として様々な規制や措置がなされているが、それらを解除する時期について も、情勢を見極めたうえでタイミング良く行われることを望みたい(地域金融機関)
- ▶ 貸出条件緩和債権の取扱変更などの考え方は、ここ数年前の金融検査における考え方と大き

く異なるものであり、金融機関の自己責任を重視し自助努力を尊重するといった主旨、また 行政対応の透明性・予測可能性の観点からも、やや違和感を生じている(地域金融機関)

# 3. 自助努力尊重とインセンティブの重視

具体的な事例として金融検査評定制度に言及し、これが金融機関側の自主的な取組み 強化のインセンティブになっているとするものが多い。

### (1) 金融検査評定制度と金融機関側の取組み

- ▶ 金融検査評定制度に関しては、評定における視点・ポイントや、評定アップに向けた当社の 課題等が明示され、当社自身の内部管理 PDCA 改善活動にも活用しやすくなった。特に、前 向きな取組みに対する評価は、経営改善の大きなインセンティブとなっている(銀行)
- ▶ 検査評定制度に係る「A評定」事例の公表は、抽象的であった評定段階をより具体化したものとなっており、経営改善に向けたインセンティブを高める施策と高く評価している(地域金融機関)
- 金融検査評定制度による自主的な評定の実施により、各金融機関では自助努力を尊重する姿勢が強まっているものと思われる。当金庫でも、評定結果について各リスク委員会に諮り、少しでも高い水準の内部管理態勢の構築をしていこうとする気運が高まってきた(地域金融機関)。
- ▶ 当金庫では金融検査評定制度の自己評価のスキームの充実を図ることで、経営管理の質的な向上やリスク管理の高度化にむけた金庫内部でのインセンティブ向上の仕組を確立している。そこでは、金融検査マニュアルの各態勢共通の3段階の基本形や各々の項目においてPDCAサイクルが実際に機能しているか、毎年度自己評価を実施し、その改善進捗状況を定期的に検証することとしている(地域金融機関)
- ▶ 登録制への移行後、自己規律に欠ける業者を対象とする規制が導入される傾向にあるようだが、従来から高い自己規律に基づく経営を行っている業者においては、新たな公的規制・検査等への対応が必要となることもあり、当該業者にとっては過剰規制となる可能性があると考える。したがって、証券業者に対しても金融検査評定制度に類似した制度を導入し、その評定結果と当局による監督・検査等をリンクさせることによって、業者の対応コストを低減するなど、業者の自主的な取組みを促すための仕組み作りを行って頂きたい(証券会社等)

### (2) その他

- ▶ グループや社の内部管理計画の策定や、個々の施策の実施の際にも、特に、自律的な態勢の 構築を、従来以上に意識するようになった(銀行)
- ▶ 検査指摘事例集における各指摘項目についてセルフアセスメントを実施し、チェックを行う ことで、保険行政に対する考え方を整理し態勢の強化を図っている(保険会社)
- ▶ 20年8月に改定された保険検査マニュアルにおいて、「具体的かつ論理的な指摘、改善を検討すべき事項の明確化」や「検証結果に対する真の理解」などが明記され、検査結果や指摘事項が明確に示されたことで、保険会社は主体的・能動的な経営改善に向けた取組みができるようになった(保険会社)
- ▶ 今般の金融危機に際してのストレステスト等のフォローは個社のリスク管理において大変 示唆に富んでおり、今後のリスク管理手法として取り入れていくべきと考えている(保険会 社)
- ▶ 金融庁等に寄せられる個社ごとのクレームのフィードバックに関して、より具体的な内容が 伝えられるようになり、顧客視線に立ったサービスの改修等に役立てている(証券会社等)
- ▶ まだまだ各社ともコンプライアンス部門と営業部門とに認識の格差がある。講演、説明会、 研修等についても、どちらかと言うと内部管理部門の参加者が多く見られがち(証券会社等)
- ▶ 金融機関の自助努力、インセンティブを重視しているとはいえ、地域密着型金融の推進等、 結果報告を求めるものも多く、規制はかえって強まっていると感じることがある(地域金融 機関)

# 4. 透明性・予測可能性の向上

パブリック・コメントの意義等に言及し、透明性·予測可能性の向上を評価するもののほか、個別の項目として、下記のような回答があった。

- ▶ これまで行政処分の解除プロセスが明記されていなかった「保険会社向けの総合的な監督指針」において、業務改善命令の履行状況報告義務の解除に関する項目が新設されたことは、行政対応の透明性・予測可能性の向上に向けた意義のある取組み(保険会社)
- ▶ 証券取引等監視委員会が平成 21 年 4 月に公表した「証券検査に関する基本指針」一部改正

案において、「予告検査の試行的実施」及び「検査着手時の業態別『提出資料一覧』の作成」 が盛り込まれた。これらは、行政対応の透明性・予測可能性の向上をより改善させるもので あり、当社にとって意義深いものである(証券会社等)

(以上)

# (参考) 新たに対象となった業態からの回答

新たにアンケート対象となった①貸金業者、②金融先物取引業者、③商品投資販売業者からの回答では、業界としてベター・レギュレーションにはまだ馴染みが薄いとの回答が見られる中で、ベター・レギュレーションに対する肯定的評価や、自主的な体制整備を行っている旨に言及するものも多かった(回答率も全業態平均より高い)。他方、情報発信や業界との対話の拡充を求める回答も見られた。

- ▶ 会社の倫理憲章について、平成20年4月に公表された、「金融サービス業におけるプリンシ プル」の内容を踏まえ、見直しを行った(貸金業)
- ▶ 「金融サービス業におけるプリンシプル」及びインセンティブ機能を含んだ制度は金融商品取引業者として趣旨が理解しやすいものとなっており、有効な対策として考えている。一方で範囲が多岐にわたっているため、実務上での対応も全てを網羅したものを求められているかと思う。全ての項目には該当しない当社としては手続きなどが煩雑となるため、規模を考慮した管理体制などが可能となることが重要(商品投資)
- ▶ 当社の事業である金融商品取引業、外国為替証拠金取引においても、顧客保護のための預かり資産の信託一元化、ロスカットルールの整備、証拠金倍率規制など、これまでの投機を助長しやすい商品設計に一定のルールが設けられ、市場の健全化に向けて大きな前進があった。ただし、各社各様の商品設計が存在する中、個別詳細なルール決めは逆に市場を矮小化させる原因にもなることから、貴庁でのルール決めの主旨を踏まえ、自主規制団体としての金融先物取引業協会と自主規制委員会のもとで、そのプリンシプルに則り、厳正なモニタリング機能をはじめ、金融先物取引業者としての規律をもって業界全体を健全な方向へ志向していくこととなった。これはベター・レギュレーションの大きな成果であると考えている(先物)

(以上)